

【報道発表資料】

令和2事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和3年11月
国税庁

I 調査事績の概要

法人税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

III 参考計表

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績
- 2 法人税・法人消費税等の調査事績《調査課所管法人》
- 3 源泉所得税等の調査事績
- 4 公益法人等の調査事績

I 調査事績の概要

法人税等の調査事績の概要

- ・新型コロナウイルスの影響により、調査件数は減少するも、調査1件当たりの追徴税額は増加
- ・悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施

<法人税・消費税>

(1) 調査事績の概要

令和2事務年度においては、あらゆる資料情報と提出された申告書等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算等が想定される法人など、調査必要度の高い法人2万5千件について実地調査を実施しました。

その結果、申告漏れ所得金額は5,286億円、追徴税額は1,936億円、調査1件当たりの追徴税額は7,806千円となっています。

○ 実地調査の状況

項目	事務年度等		前年対比
	令元	令2	
実地調査件数	千件 76	千件 25	% 32.7
申告漏れ所得金額	億円 7,802	億円 5,286	% 67.7
追徴税額	億円 2,367	億円 1,936	% 81.8
調査1件当たりの追徴税額	千円 3,135	千円 7,806	% 249.0

(注1) 令和2事務年度の調査事績は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和2年7月から令和3年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

(注2) 追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)を含みます。

(注3) 調査1件当たりの追徴税額は、法人税・消費税の各実地調査1件当たりの追徴税額(本税及び加算税)を合計しています。(Ⅲ参考計表1法人税・法人消費税等の調査事績別表1「11欄」及び別表3「6欄」の合計。)

(2) 簡易な接触事績の概要

申告内容に誤り等が想定される納税者等に対して、簡易な接触^(注1)により、自発的な申告内容等の見直し要請を6万8千件実施しました。

その結果、申告漏れ所得金額は76億円、追徴税額は62億円となっています。

(注1) 簡易な接触とは、税務署において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請するものです。

○ 簡易な接触の状況

項目	事務年度等		前年対比
	令元	令2	
簡易な接触件数	千件 44	千件 68	% 156.5
申告漏れ所得金額	億円 42	億円 76	% 179.2
追徴税額	億円 27	億円 62	% 228.7

(注2) 令和2事務年度の簡易な接触事績は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和2年7月から令和3年6月までの間に税務署において実施した簡易な接触に係るものを集計しています。

<源泉所得税>

(1) 調査事績の概要

実地調査の件数は2万9千件であり、源泉所得税等の非違があった件数は1万件、追徴税額は145億円、調査1件当たりの追徴税額は507千円となっています。

○ 実地調査の状況

項目	事務年度等		
	令元	令2	前年対比
実地調査件数	千件 90	千件 29	% 32.0
非違があった件数	千件 29	千件 10	% 35.0
追徴税額	億円 296	億円 145	% 49.1
調査1件当たりの追徴税額	千円 331	千円 507	% 153.2

(注1) 令和2年7月から令和3年6月までの間に処理を終了した調査に係るものを集計しています。
 (注2) 追徴税額には、復興特別所得税及び加算税を含みます。

(2) 簡易な接触事績の概要

簡易な接触の件数は13万8千件であり、追徴税額は74億円となっています。

○ 簡易な接触の状況

項目	事務年度等		
	令元	令2	前年対比
簡易な接触件数	千件 139	千件 138	% 99.4
追徴税額	億円 70	億円 74	% 106.5

(注) 令和2年7月から令和3年6月までの間に処理を終了した簡易な接触に係るものを集計しています。

<参考>

○ 納税者に対する3年間の接触率の状況

国税庁では、調査必要度の高い納税者に対しては実地調査を行い、その他の納税者に対しては、是正を目的として実地調査以外の手法を用いて接触することにより、納税者の税務コンプライアンスを維持し、向上を図っております。

その結果、3年間の接触率の合計は、11.2%（法人税・消費税）、19.5%（源泉所得税）となっています。

(注1) 接触率（法人税・消費税）は、税務署所管法人数を分母として、税務署において実施した実地調査件数と簡易な接触（法人税・消費税）による接触件数の合計を分子として計算しています。

(注2) 接触率（源泉所得税）は給与所得の源泉徴収義務者数を分母として、税務署において実施した実地調査件数と簡易な接触（源泉所得税）による接触件数の合計を分子として計算しています。

項目	事務年度等			
	3年計	平30	令元	令2
接触率 （法人税・消費税）	% 11.2	% 4.5	% 3.8	% 2.9
接触率 （源泉所得税）	% 19.5	% 8.3	% 6.4	% 4.7

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

消費税還付申告法人に対し、 総額219億円を追徴 (うち、不正還付34億円)

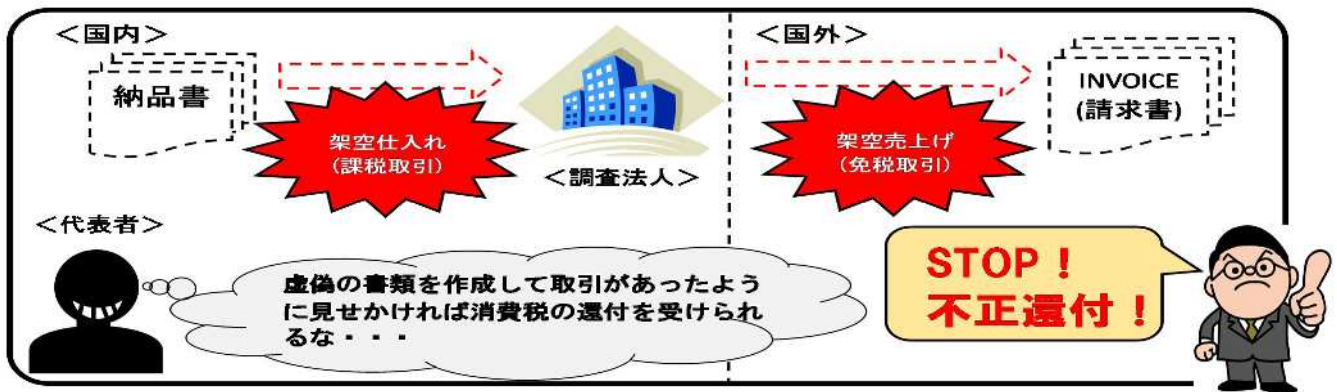
消費税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる
悪質性が高い行為であるため、特に厳正な調査を実施

※ 黒枠内の数字は、令和2事務年度の調査事績（消費税の追徴税額）を集計しています。

<主な不正の手口>

～架空の国内仕入れ（課税取引）及び架空の輸出売上げ（免税取引）を計上～

調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、国内での仕入れを装い架空仕入れ（課税仕入れ）を計上するとともに、国外への販売を装い架空免税売上げ（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けようとしていました。

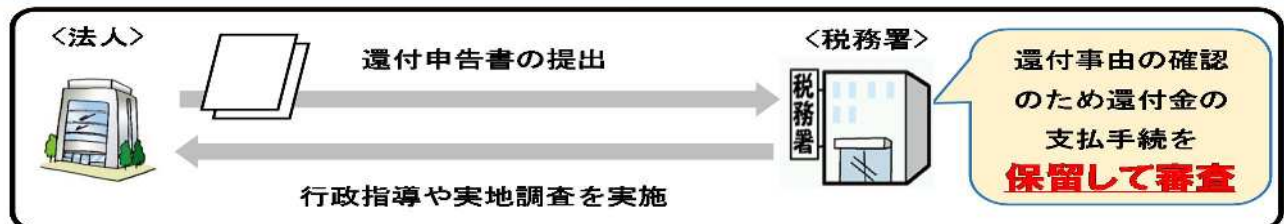


※ 事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されますが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）する際には、消費税が免除（免税取引）されます。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができます。

<消費税不正還付防止のための取組>

～提出された消費税還付申告書について厳正な審査を実施～

法人から提出された消費税還付申告書については、申告内容に応じて、還付金の支払手続を保留した上で厳正な審査を行い、行政指導や実地調査を行うことで、消費税不正還付の防止に努めています。



<主な調査事例>

不正内容	不正還付税額
輸出に関する虚偽の書類を作成し、架空の輸出売上げ（免税取引）を計上するとともに、架空の国内仕入れ（課税取引）を計上	約3千万円

Ⅱ 主要な取組

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

海外取引に係る申告漏れ所得、 総額 1,530億円を把握

増加する輸出入取引や海外投資を行う法人については、
課税上の問題点を幅広く把握し、厳正な調査を実施

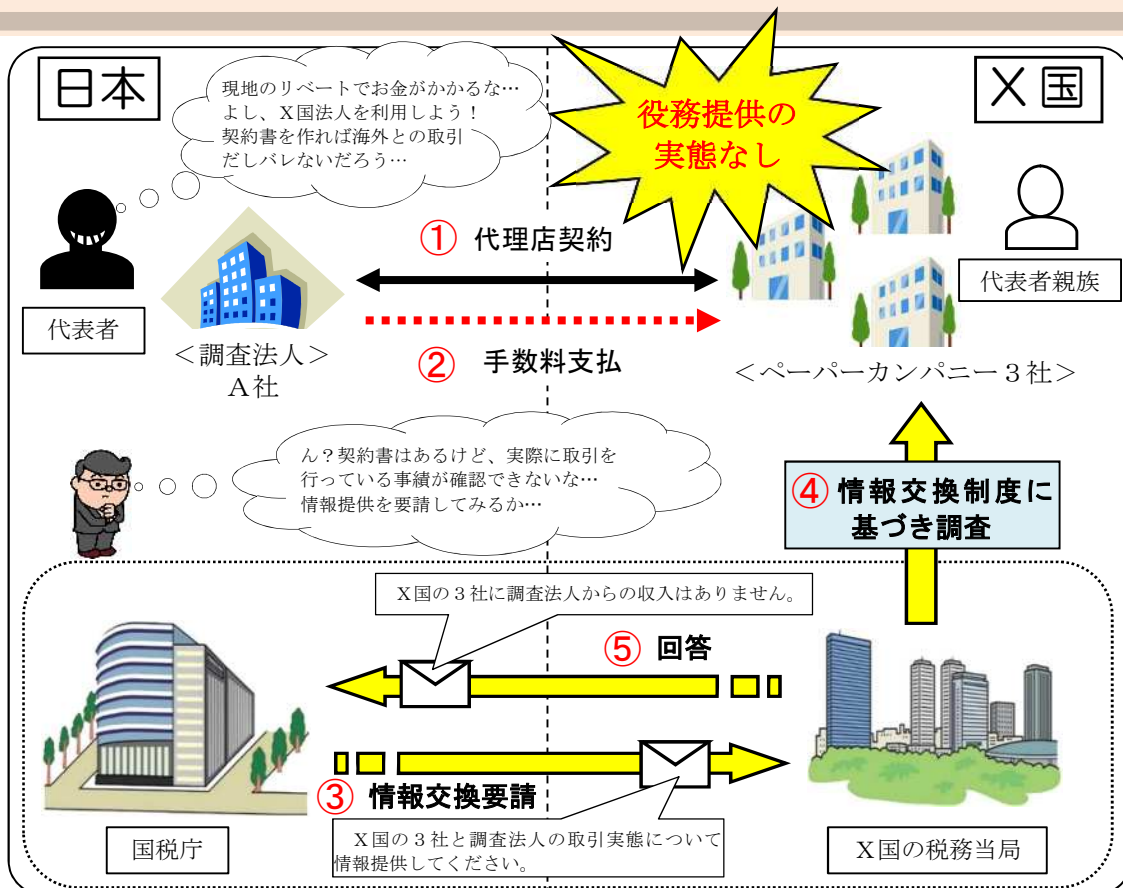
※ 黒枠内の数字は、令和2事務年度の調査事績を集計しています。

<主な不正の手口>

～租税条約等に基づく情報交換要請で取引の全貌を解明～

調査法人A社は、X国でのリベート資金を捻出するため、現地に所在するペーパーカンパニー3社（すべて調査法人代表者の親族が主幹）と虚偽の契約書を作成することにより、架空の手数料を計上していました。

なお、国税庁は、X国の税務当局に対して租税条約等に基づく情報交換要請を行い、X国に所在するペーパーカンパニー3社について、調査法人からの収入の計上がないことを把握しています。



(注) 租税条約等に基づく情報交換の概要

租税条約等に基づく情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供しています。

<主な調査事例>

	非 違 内 容	海外取引等に係る 申告漏れ所得金額
①	外国子会社に係る外国子会社合算税制の適用誤り	約 20 億円
②	海外のリベート費用について関係者への貸付金に仮装し、貸倒損失を計上	約 3 億円
③	投資資金等について、海外送金依頼書を虚偽記載することにより費用に仮装	約 3 億円

Ⅱ 主要な取組

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税）

海外取引に係る源泉徴収漏れ、 総額 14 億円を追徴

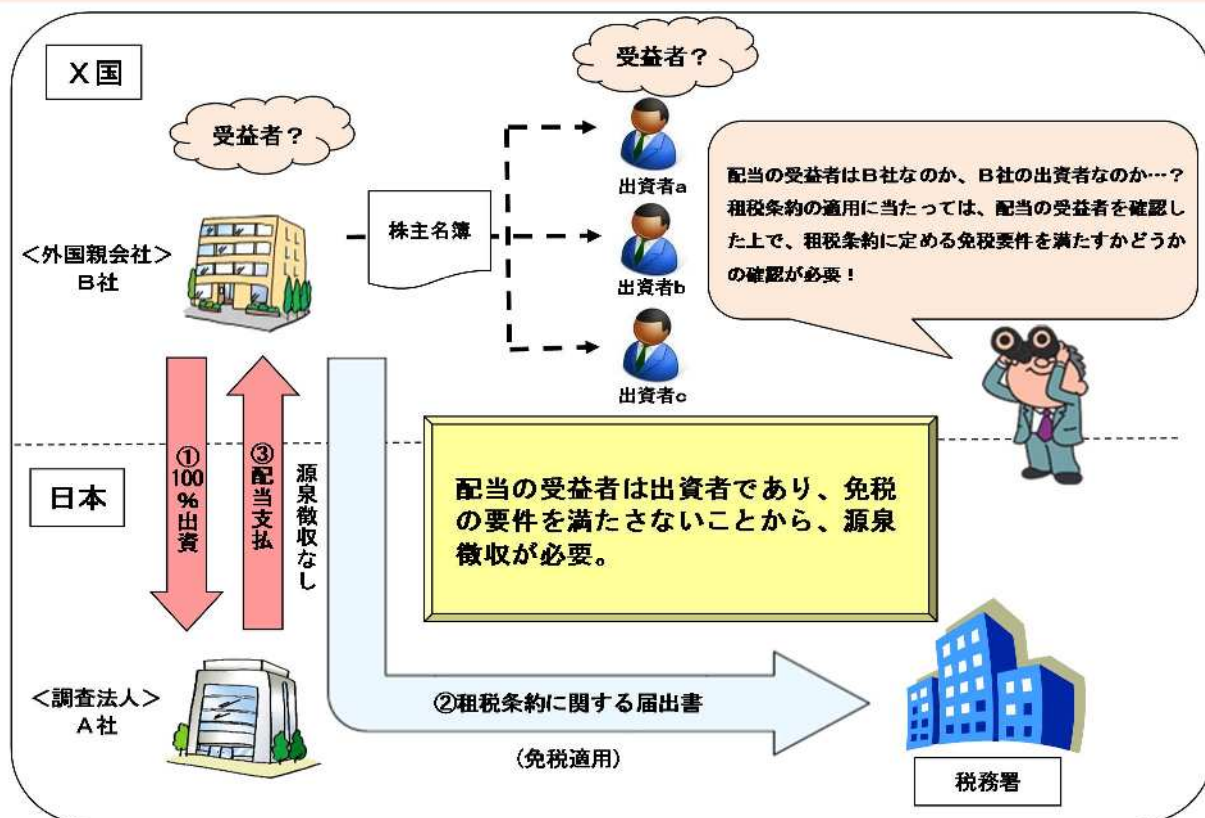
非居住者や外国法人に支払われる国内源泉所得については、
国外送金等調書などの資料情報を活用し、厳正な調査を実施

※ 黒枠内の数字は、令和2事務年度の調査実績を集計しています。

<源泉徴収漏れの例>

～租税条約届出書の内容を確認し、租税条約の適用誤りを把握～

調査法人A社は、X国に所在する100%親会社B社に対する配当について、配当の受益者ではないB社が租税条約の免税要件を満たしているものとして、源泉徴収を行っていませんでした。



(注) 租税条約の規定（親子会社間の配当）

日本が締結している租税条約の中には、親子会社間の配当について、一定の要件を満たす場合に源泉地における租税を軽減又は免税とする規定を設けているものがあります。この軽減又は免税の要件は、各国との租税条約によって異なります。

<主な調査事例>

	非 違 内 容	追徴税額
①	非居住者に支払った給与等に係る源泉徴収漏れ	約 2 千万円
②	非居住者に支払った不動産譲渡に係る源泉徴収漏れ	約 5 千万円

Ⅱ 主要な取組

3 無申告法人に対する取組

無申告法人に対し総額 162 億円を追徴 (うち、不正計算があった法人に係る 追徴税額 95 億円)

無申告は、申告納税制度の根幹を揺るがすことになるため、
資料情報の更なる収集・活用を図り、積極的に調査を実施

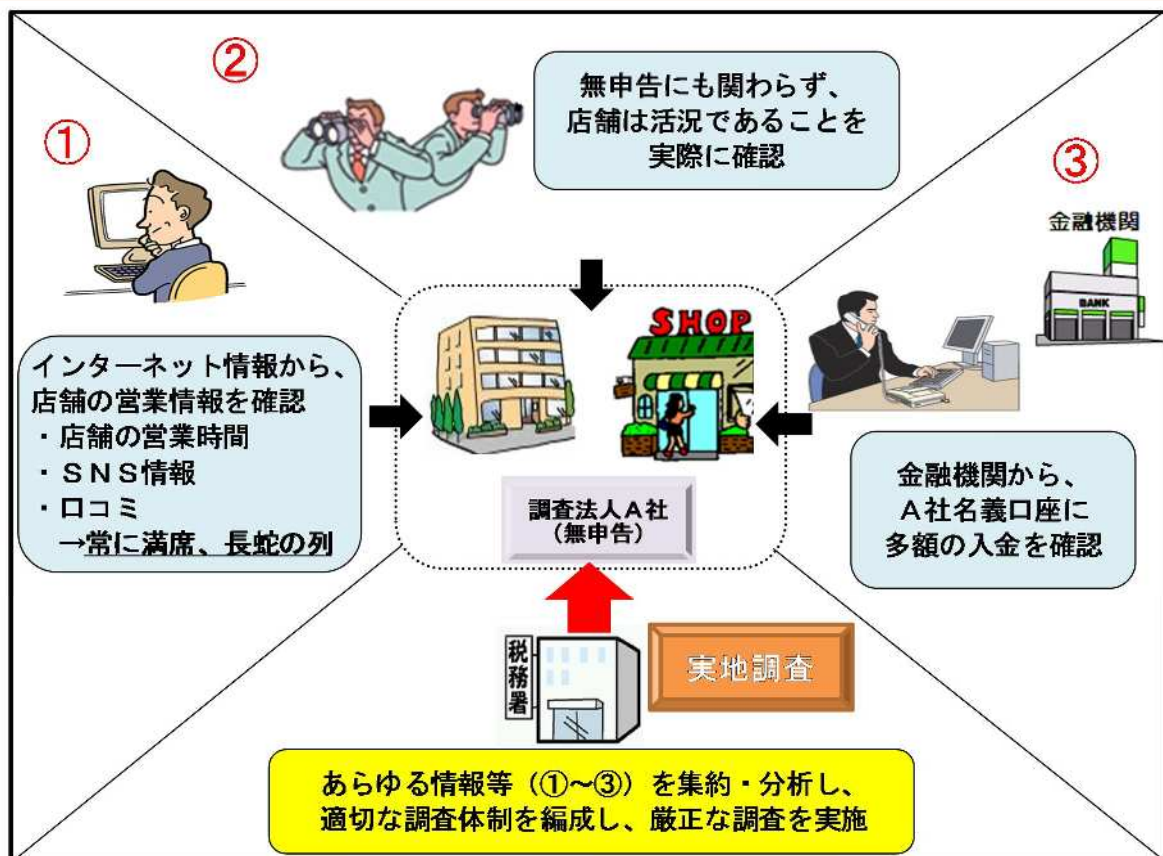
※ 黒枠内の数字は、令和2事務年度の調査実績（法人税及び消費税の追徴税額）を集計しています。

<主な不正の手口>

～インターネット情報等で事業実態を把握し、取引の全貌を解明～

調査法人A社は、店舗での営業で多額の収入を得ていましたが、申告義務があることを認識しながら、請求書等を破棄するとともに、申告を一切せず納税を免れていました。

なお、国税庁は、あらゆる角度から情報収集を行い、適正な申告をしていない法人を把握しています。



<主な調査事例>

	無申告の状況	追徴税額
①	接待を伴う飲食店における多額の収入について、売上げに係る書類を破棄することで取引を隠蔽	約7千万円
②	不動産コンサルタント業務で得た収入について、領収証等を破棄することで取引を隠蔽	約4千万円

Ⅲ 参考計表

1 法人税・法人消費税等の調査事績

別表1：法人税の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	千件 76	% 77.1	千件 25	% 32.7
非違があった件数	2	千件 57	% 77.7	千件 20	% 35.0
うち不正計算があった件数	3	千件 16	% 79.1	千件 7	% 40.1
申告漏れ所得金額	4	億円 7,802	% 56.5	億円 5,286	% 67.7
うち不正所得金額	5	億円 2,594	% 89.8	億円 1,460	% 56.3
調査による追徴税額	6	億円 1,644	% 84.6	億円 1,207	% 73.4
うち加算税額	7	億円 265	% 86.4	億円 177	% 67.0
不正発見割合(3/1)	8	% 21.6	ポイント 0.5	% 26.5	ポイント 4.9
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 10,230	% 73.3	千円 21,168	% 206.9
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 15,731	% 113.5	千円 22,083	% 140.4
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 2,156	% 109.7	千円 4,834	% 224.3

(注) 調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

別表 2

(1) 不正発見割合の高い10業種（法人税）

順位	業 種 目	不正発見割合	不正1件当たりの不正所得金額	前年順位
1	バー・クラブ	% 53.7	千円 23,857	1
2	外国料理	52.0	14,323	3
3	美容	37.5	15,650	10
4	医療保健	36.7	11,469	-
5	生鮮魚介そう卸売	36.2	35,927	-
6	一般土木建築工事	36.0	18,282	8
7	職別土木建築工事	36.0	18,287	-
8	中古品小売	33.3	11,508	-
8	医療関連サービス	33.3	33,200	-
10	土木工事	33.2	13,939	7

(2) 不正1件当たりの不正所得金額の大きな10業種（法人税）

順位	業 種 目	不正1件当たりの不正所得金額	不正発見割合	前年順位
1	自動車・同付属品製造	千円 43,233	% 17.1	-
2	その他の不動産	43,095	22.8	9
3	貿易	41,870	21.9	-
4	建売、土地売買	40,693	30.7	3
5	情報サービス、興信所	40,485	20.7	-
6	その他のサービス	38,322	24.5	10
7	生鮮魚介そう卸売	35,927	36.2	-
8	医療関連サービス	33,200	33.3	-
9	一般機械器具卸売	32,253	23.4	-
10	その他の卸売	32,131	16.8	-

別表3：法人消費税の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	千件 74	% 77.4	千件 25	% 33.2
非違があった件数	2	千件 44	% 78.6	千件 16	% 36.8
うち不正計算があった件数	3	千件 13	% 79.4	千件 5	% 42.1
調査による追徴税額	4	億円 723	% 90.4	億円 729	% 100.9
うち不正計算に係る追徴税額	5	億円 201	% 86.4	億円 178	% 88.4
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 979	% 116.8	千円 2,972	% 303.6
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 1,577	% 108.9	千円 3,313	% 210.1

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

別表4：消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 5,838	% 89.1	件 3,066	% 52.5
非違があった件数	2	件 3,334	% 90.4	件 2,073	% 62.2
うち不正計算があった件数	3	件 707	% 85.3	件 510	% 72.1
調査による追徴税額	4	億円 213	% 121.8	億円 219	% 103.0
うち不正計算に係る追徴税額	5	億円 25	% 52.9	億円 34	% 137.1
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 3,641	% 136.7	千円 7,143	% 196.2
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 3,512	% 62.1	千円 6,676	% 190.1

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

別表5：海外取引等に係る調査等の状況（法人税）

（1）海外取引法人等に係る実地調査の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	13,116 件	83.8 %	4,569 件	34.8 %		
海外取引等に 非違があった件数	2	3,636 件	83.3 %	1,424 件	39.2 %		
うち不正計算 があった件数	3	497 件	76.9 %	185 件	37.2 %		
海外取引等に 申告漏れ所得金額	4	2,411 億円	34.6 %	1,530 億円	63.5 %		
うち不正所得 金額	5	183 億円	80.6 %	93 億円	50.8 %		

（注）各計数には、次の（2）及び（3）の計数が含まれています。

（2）外国子会社合算税制に係る実地調査の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった 件数	1	65 件	91.5 %	37 件	56.9 %		
申告漏れ所得 金額	2	427 億円	431.9 %	92 億円	21.7 %		

（3）移転価格税制に係る実地調査の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった 件数	1	212 件	82.5 %	134 件	63.2 %		
申告漏れ所得 金額	2	534 億円	146.6 %	502 億円	94.0 %		

（4）移転価格税制に係る事前確認の申出及び処理の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数	前年対比	件数	前年対比		
申出件数	1	133 件	94.3 %	135 件	101.5 %		
処理件数	2	107	90.7	121	113.1		
繰越件数	3	449	106.1	463	103.1		

別表6：無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和元		令和2	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 1,962	% 73.1	件 1,416	% 72.2
	うち不正計算があった件数	2	件 414	% 84.8	件 278	% 67.1
	調査による追徴税額	3	百万円 6,372	% 83.9	百万円 5,143	% 80.7
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 4,145	% 95.6	百万円 3,307	% 79.8
消費税	実地調査件数	5	件 1,505	% 75.3	件 1,178	% 78.3
	うち不正計算があった件数	6	件 293	% 86.9	件 229	% 78.2
	調査による追徴税額	7	百万円 5,275	% 79.5	百万円 11,038	% 209.2
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 1,885	% 87.3	百万円 6,151	% 326.2
調査による追徴税額合計		9	百万円 11,647	% 81.8	百万円 16,181	% 138.9
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 6,030	% 92.8	百万円 9,458	% 156.8

(注) 調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 法人税・法人消費税等の調査事績《調査課所管法人》

別表1：法人税の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件 2,088	% 86.2	件 1,166	% 55.8		
非違があった件数	2	件 1,751	% 89.6	件 1,028	% 58.7		
うち不正計算があった件数	3	件 315	% 87.7	件 158	% 50.2		
申告漏れ所得金額	4	億円 3,202	% 37.4	億円 2,747	% 85.8		
うち不正所得金額	5	億円 123	% 67.7	億円 60	% 48.7		
調査による追徴税額	6	億円 598	% 74.5	億円 635	% 106.1		
うち加算税額	7	億円 66	% 73.5	億円 64	% 96.2		
不正発見割合(3/1)	8	% 15.1	ポイント 0.3	% 13.6	ポイント ▲1.5		
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 153,346	% 43.4	千円 235,553	% 153.6		
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 39,143	% 77.2	千円 38,034	% 97.2		
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 28,660	% 86.4	千円 54,441	% 190.0		

(注) 調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

別表2：法人消費税の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件 2,349	% 82.9	件 1,452	% 61.8		
非違があった件数	2	件 1,556	% 88.6	件 991	% 63.7		
うち不正計算があった件数	3	件 233	% 85.7	件 122	% 52.4		
調査による追徴税額	4	億円 232	% 79.6	億円 273	% 117.8		
うち不正計算に係る追徴税額	5	億円 8	% 53.9	億円 6	% 65.9		
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 9,870	% 96.0	千円 18,805	% 190.5		
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 3,603	% 62.9	千円 4,535	% 125.9		

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

3 源泉所得税等の調査事績

別表1：実地調査の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	千件 3,543	% 100.3	千件 3,544	% 100.0		
実地調査件数	2	千件 90	% 77.1	千件 29	% 32.0		
非違があった件数	3	千件 29	% 80.3	千件 10	% 35.0		
うち重加算税適用件数	4	千件 3	% 81.2	千件 2	% 49.4		
調査による追徴税額	5	億円 296	% 80.1	億円 145	% 49.1		
うち重加算税適用追徴税額	6	億円 75	% 102.5	億円 52	% 69.9		
調査1件当たりの追徴税額	7	千円 331	% 103.8	千円 507	% 153.2		

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

(参考) 調査による追徴税額の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		税額	前年対比	税額	前年対比		
本 税 額	給与所得	1	億円 184	% 84.4	億円 104	% 56.5	
	退職所得	2	3	94.8	1	52.8	
	利子所得等	3	2	478.5	0	9.4	
	配当所得	4	4	71.8	3	82.2	
	報酬料金等所得	5	12	88.9	5	46.7	
	非居住者等所得	6	61	64.7	14	22.4	
	計	7	264	79.3	127	48.2	
加算税額	8	32	86.9	18	56.1		
合計	9	296	80.1	145	49.1		

別表2：海外取引等に係る実地調査の状況（非居住者等所得）

項目		事務年度等		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった件数	1	件 1,345	% 82.7	件 518	% 38.5		
調査による追徴本税額	2	百万円 6,089	% 64.7	百万円 1,363	% 22.4		

4 公益法人等の調査実績

別表1：申告義務のある法人数

項目		令和元		令和2	
		件数	前年対比	件数	前年対比
公益法人等合計	1	39,684	102.4	40,583	102.3
宗教法人	2	13,627	100.4	13,654	100.2
財団・社団法人	3	16,067	104.8	16,850	104.9
社会福祉法人	4	2,456	103.7	2,507	102.1
学校法人	5	2,391	101.0	2,401	100.4
その他	6	5,143	100.3	5,171	100.5

(注) 申告義務のある法人数は、法人税法に定める収益事業に該当する事業を行う法人を集計しています。

別表2：法人税の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	517	87.8	189	36.6
非違があった件数	2	273	78.7	114	41.8
うち不正計算があった件数	3	13	61.9	6	46.2
申告漏れ所得金額	4	8,929	120.9	677	7.6
うち不正所得金額	5	96	84.2	120	124.2
調査による追徴税額	6	1,610	178.7	112	7.0
不正発見割合(3/1)	7	2.5	▲1.1	3.2	0.7

(注) 調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

別表3：法人消費税の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	403	93.9	123	30.5
非違があった件数	2	195	84.4	72	36.9
うち不正計算があった件数	3	7	77.8	5	71.4
調査による追徴税額	4	395	53.1	467	118.2
うち不正計算に係る追徴税額	5	12	600.0	7	62.9

(注) 調査による追徴税額には地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

別表4：源泉徴収義務者数（給与所得）

項目		事務年度等		令和2年6月30日現在		令和3年6月30日現在	
				件数	前年対比	件数	前年対比
公益法人等合計	1		件	%	件	%	
			166,751	100.2	166,792	100.0	
宗教法人	2		51,592	100.0	51,506	99.8	
財団・社団法人	3		23,256	102.5	23,845	102.5	
社会福祉法人	4		22,582	100.0	22,565	99.9	
学校法人	5		8,108	99.9	8,070	99.5	
その他	6		61,213	99.7	60,806	99.3	

別表5：源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和元		令和2	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1		件	%	件	%	
			3,578	87.7	1,030	28.8	
非違があった件数	2		件	%	件	%	
			2,410	86.2	678	28.1	
調査による追徴税額	3		百万円	%	百万円	%	
			2,242	115.4	612	27.3	
非違割合(2/1)	4		%	ポイント	%	ポイント	
			67.4	▲1.1	65.8	▲1.6	